

文教委員會議錄 第十一号

昭和三十七年三月九日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事上村千一郎君 理事白井 莊一君

理事八木 徹雄君 理事米田 吉盛君

理事山中 吾郎君

伊藤 郷一君 坂田 道太君

田川 誠一君 高橋 英吉君

中村庸一郎君 濱野 清吾君

松山千恵子君 南 好雄君

杉山元治郎君 三木 喜夫君

鈴木 義男君 谷口善太郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 荒木萬壽夫君

出席府政務委員

文 部 政 務 次 官 長谷川 峻君

文 部 事 務 官 宮地 茂君

(大臣官房長)

文 部 事 務 官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文 部 事 務 官 杉江 清君

(管理局長)

文 部 事 務 官 清水 康平君

(文化財保護委員長)

文 部 事 務 官 豊瀬 禎一君

文 部 事 務 官 滝本 邦彦君

(文化財保護委員)

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

文 部 事 務 官 石井 勘君

同日九月
委員淺沼孝子君及び山口シヅエ君
任につき、その補欠として井伊誠一
君及び前田榮之助君が議長の指名で
委員に選任された。

三月八日
学校法人紛争の調停等に関する法律
案(内閣提出第二二二号)

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
学校法人紛争の調停等に関する法律
案(内閣提出第二二二号)

学校教育法の一部を改正する法律案
(千葉千代世君外四名提出、参法第
七号(予))

学校教育法の一部を改正する法律案
(豊瀬禎一君外四名提出、参法第八
号(予))

義務教育諸学校の教科用図書は無償
に供する法律案(内閣提出第一〇二
号)

義務教育諸学校の児童及び生徒に対
する教科書の給与に関する法律案
(山中吾郎君外九名提出、参法第一
三三号)

教科書法案(山中吾郎君外九名提出、
参法第一四四号)

文化財保護に関する件

明を聴取いたします。長谷川文部政務
次官。

学校法人紛争の調停等に関する法
律案

第一条 この法律は、学校法人紛争
が生じ、これにより学校法人の正
常な管理及び運営が行なわれなく
なり、かつ、そのため当該学校法
人が法令の規定に違反するに至つ
た場合において、当該紛争の処理
に関し調停その他の措置を定める
ことにより、学校法人の正常な管
理及び運営を図り、もつて私立学
校における教育の円滑な実施に資
することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「学校法
人」とは、私立学校法(昭和二十四
年法律第二百七十号)第三条に規
定する学校法人をいう。

2 この法律において「私立学校」と
は、学校法人の設置する学校教育
法(昭和二十二年法律第二十六号)
第一条に規定する学校(当該学校
法人が私立学校法第六十四条第二
項の規定により各種学校を設置し
ている場合にあつては、当該各種
学校を含む。)をいう。

3 この法律において「学校法人紛
争」とは、学校法人の役員又は評
議員の間における当該学校法人の

管理及び運営についての紛争をい
う。

4 この法律において「当事者」と
は、学校法人紛争がある場合にお
ける当該紛争に係る役員又は評議
員(当該紛争により学校法人の役
員又は評議員の地位を失つた者を
含む。)をいう。

5 この法律において「所轄庁」と
は、私立学校法第四条に規定する
所轄庁をいう。

(調停の開始)
第三条 所轄庁は、学校法人紛争が
生じ、これにより学校法人の正常
な管理及び運営が行なわれなくな
り、かつ、そのため当該学校法人
が法令の規定に違反するに至つた
と認めるときは、当該学校法人紛
争の解決のため、当事者の申出に
より、又は私立学校法第九条第一
項に規定する私立学校審議会、同
法第十八条第一項に規定する私立
大学審議会若しくは学校教育法第
七十条の七第一項に規定する高等
専門学校審議会(以下「審議会」と
いう。)の建議により若しくはあら
かじめ審議会の意見をきき職権を
もつて、学校法人紛争調停委員
(以下「調停委員」という。)に調停
を行なわせることができる。

(調停委員)
第四条 調停委員は、三人以上五人
以下とし、事件ごとに、審議会の
委員その他の者で学識経験を有す

るもののうちから所轄庁が任命す
るものの中から所轄庁が任命す
る。

2 調停委員は、非常勤とする。
(意見の聴取等)

第五条 調停委員は、期日を定め
て、当事者に対し、出頭を求めて
その意見をきき、又は資料の提出
を求めることができる。

(調停成立前の措置)
第六条 調停委員は、調停を行なう
について特に必要があると認める
ときは、調停成立前の措置とし
て、当事者又は当該学校法人紛争
に係る学校法人に対し、調停の成
立を困難にするおそれがある行為
につき、必要な勧告をすることが
できる。

(合意による調停の成立)
第七条 当事者の全部又は一部の
間に合意が成立し、かつ、調停委
員がこれを相当と認めて調停書に記
載したときは、当該当事者の間に
調停が成立したものとす。

(調停案による調停の措置等)
第八条 調停委員は、当事者の全部
の間に前条に規定する合意が成立
した場合を除き、適当な時期に、
調停委員の全員の一致をもつて調
停案を作成してこれを当事者にし
し、相当と認める期限を附してそ
の受諾を勧告することができる。

この場合において、調停案を作成
するときは、あらかじめ、当事者
に対し、その旨を通知し、意見を

三月八日
委員前田榮之助君辞任につき、その
補欠として松前重義君が議長の名
で委員に選任された。

述べる機会を与えなければならぬ。

2 調停委員は、前項の勧告をしたときは、理由を附して当該調停案を公表することができる。

3 当事者のすべてが第一項の期限内に調停案を受諾し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当事者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

4 第一項の期限内に当事者の一部が調停案を受諾しなかつた場合においても、当該調停案を受諾した者の間に当該調停案について調停を成立させることが適当であると認めるときは、調停委員は、当該調停を成立させることについて、当該受諾者に対し同意を求めることができる。この場合において、当該受諾者のすべてが同意し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当該受諾者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

5 前項前段の規定により調停を成立させることについて受諾者に対し同意を求める場合において、必要があるとき、調停委員は、調停案を受諾しなかつた者に対し、当該調停案を受諾すべきことを勧告することができる。この場合において、その者が当該調停案を受諾したときは、その者を前項の受諾者とみなして同項の規定を適用する。

6 調停委員は、第一項の規定による調停案を当事者に示した日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないときは、調停を打ち切ることができる。

(調停成立後の措置)

第九條 所轄庁は、成立した調停の内容の実施について、当該調停に係る当事者若しくは当該学校法人紛争に係る学校法人から報告を求め、又は必要に応じて調査することができる。

2 所轄庁は、当事者が正当な理由がないのに成立した調停の内容を履行せず、又はその内容に違反したと認めるときは、当該当事者に対し、その調停の内容を履行すべきこと、又はその違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(解職又は解職の勧告及び解職等)
第十條 当事者が前条第二項の規定による命令に違反した場合において、当該当事者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、期間を定めて、その期間内に当該当事者を解職すべきことを勧告することができる。第八条第一項の調停案に係る当事者で同条第三項、第四項又は第五項の規定による調停が成立したものと認められなかつた者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときも、同様とする。

2 前項の場合において、当該学校法人が当該勧告に係る措置を実施

することができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対する勧告に代えて、直接当該当事者に対し、期間を定めて、その期間内に解職すべきことを勧告することができる。

3 所轄庁は、前二項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に対して弁明の機会を与え、その意見をきかなければならない。この場合において、当該勧告に係る者又はその代理人は、所轄庁に対して弁明することができる。

4 第一項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職されない場合又は第二項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職しない場合において、当該学校法人の正常な管理及び運営を図るため他に方法がないと認めるときは、所轄庁は、当該勧告に係る者を解職し、かつ、解職した者の後任者の選任について、当該学校法人に対し、必要な指示をすることができる。この場合において、解職された者が私立学校法第三十八条第一項第一号に掲げる校長であるときは、その者は、同時に校長の職を失うものとする。

(所轄庁の資料提出要求等)
第十一條 所轄庁は、第三條の規定により調停を行なわせることについて必要があると認めるときは、学校法人紛争に係る学校法人又はその役員若しくは評議員に対し、必要な資料の提出を求め、及び当該

学校法人の帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(各種学校の設置の目的とする法人に関する準用規定)
第十二條 この法律の規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人について準用する。

(政令への委任)
第十三條 この法律に規定するもののほか、調停委員、調停手続その他この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争に対する適用)
2 この法律は、この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争で、この法律施行の日以後引き続き継続しているものについても、適用があるものとする。

(文部省設置法の一部改正)
3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七條)」を「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七條の二)」に改める。

第五條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 文部大臣がその所轄庁

である学校法人についての学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十三條第一項第四号中「審議会等」の下に「並びに第二十七條の二に掲げる学校法人紛争調停委員を加える。

第十四條中「及び第二十七條を」

「第二十七條及び第二十七條の二」に改める。

第二十七條第一項の表の下欄中「私立学校法」を「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)及び学校法人紛争の調停等に関する法律(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

第二章第二節第二十七條の次に次の一条を加える。

(学校法人紛争調停委員)
第二十七條の二 本省に学校法人紛争調停委員を置く。

2 学校法人紛争調停委員の権限、任命その他の事項については、学校法人紛争の調停等に関する法律の定めるところによる。

(この法律の有効期限)
4 この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律が効力を失う日前に成立した調停及び当該調停に係るこの法律の規定によるその他の措置に関しては、当該二年を経過した日以後も、なおその効力を有する。

理由

学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資するため、学校法

人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合における当該紛争の処理に關し調停その他の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川政府委員 このたび提案いたしました学校法人紛争の調停等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容のあらましを御説明申し上げます。

わが国の学校教育において、私立学校は重要な一翼をになひ、その特色ある教育と伝統ある學風によつて教育文化の進展に多大の貢獻をしてゐるのであります。

ところが、名城大学に見られるごとく、学校法人の理事、評議員の間において長期にわたり、深刻な紛争が続けられ、ために、理事会の機能は、麻痺し、法令、寄付行為等に違反する事態が起つてゐる私立学校があるのは、遺憾なことでありま。

このような事態を放置することは、ひとり当該学校の教職員、学生、父兄の不幸であるばかりでなく、私立学校全般の名譽にも關係する重大問題であります。

本法案は、このような事情に照らし、学校法人紛争の解決のための措置として、次の方法を講じようとするものであります。

まず、第一に学校法人紛争は、本来訴訟では解決のできない性質のものが少なくありませんので、新たに調停制度を設けて、所轄庁の任命する調停委員による調停を行ない、学校法人の紛争を実情に即して公正迅速に解決しようとするものであります。

第二に、調停委員により成立した調停を受諾しなから、当事者が、これに違反し、それに対する是正命令にも従わない場合、または、あらゆる方法を尽くしてもなお当事者が調停案を受諾せず、このため紛争が継続し、学校法人の正常な管理および運営をはかることができないような場合は、所轄庁が私立大学審議会等の意見を聞いて、当事者の解職または辞職の勧告をすることができるとし、第三に、さらにその勧告にも応じない場合において、やむを得ない手段としてその者を解職することができるとしたものであります。

従つて、これらの措置は、現行法により認められてゐる解散に至る前の救済方法と考へられるのであります。なお、この法律案は、以上の措置によりまして当面する紛争をできるだけすみやかに解決し、学校法人の正常な管理及び運営を確立しようとするものでありますので、その有効期限を二年といたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容のあらましであります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○櫻内委員長 補足説明がありますので、これを許します。杉江局長。

○杉江政府委員 ただいま提案になりました学校法人紛争の調停等に関する法律案につきまして御説明がございましたので、若干補足説明をいたします。

第一条は、この法律案の目的を規定するものであります。この法律は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理、運営が行なわれなくなり、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つたという三つの要件に該当する場合において、調停委員による調停その他の措置を行なうことにより、学校法人の正常な管理、運営をはかり、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資することを目的とするものであります。

第二条は、用語の定義をいたしておきます。すなわち、この法律における用語のうち、学校法人、私立学校または所轄庁とは、私立学校法でいうそれぞれの用語と同様であり、また、この法律において学校法人紛争とは、学校法人の役員または評議員の間における当該学校法人の管理及び運営についての紛争をいう旨を定めておきます。また、この法律における当事者とは、学校法人紛争に關係する役員または評議員とし、当該紛争により役員または評議員の地位を失つた者を含む旨を定めるものであります。

第三条は、調停の開始についての規定であります。学校法人紛争により、学校法人の正常な管理、運営が行なわれなくなり、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合において、所轄庁は、当事者の申し出または審議会の建議もしくは審議会の意見を聞き、職権により調停委員に調停を行なわせることができることとするものであります。

第四条は、調停委員三人以上五人以下とし、事件ごとに、審議会の委員その他学識経験者のうちから任命することと、第五条は、調停委員の権限として、当事者に出頭を求めて意見を聞き、また資料の提出を求めることができる旨を、第六条は、調停の成立を困難にするおそれがある行為につき調停委員が必要なる勧告を行ない得る旨を規定したものであります。

第七条は、調停を行なつてゐるうちに、当事者の間に合意が成立し、その合意を調停委員が相当と認めて調停書に記載したときは、調停が成立するものとする規定であります。

第八条は、調停案による調停についての規定であります。自然の合意による調停が成立しないときは、調停委員は、当事者の意見を聞き全員一致で調停案を作成し、期限を付して当事者に受諾を勧告することができるとし、この場合調停委員は、調停案を公表することができるとしてあります。

当事者の全員が、その期限内に調停案を受諾したときは、調停が成立いたします。これを原則といたします。が、全員が受諾しない場合においても、調停委員が、受諾した者だけの間においても調停を成立させることが適當と認めるときは、それらの者の間にいづれ一部調停が成立することとして紛争の解決に資することとしてあります。

第九条は、成立した調停の内容を確保するための所轄庁の措置として、必要な報告を求め、また調停内容に違反した場合等には是正のための必要な措置を命ずることができるとを定めたものであります。

第十条は、解職または辞職の勧告及び解職等について規定したものであります。すなわち、所轄庁の是正命令の違反者、または、調停の成立しない当事者について、その者が当該役員または評議員の職にとどまつてゐたのでは学校法人の正常な管理運営をはかることができないと認めるときは、所轄庁

は、あらかじめその者に弁明の機会を与えらるゝとともに審議会の意見を聞いた上、当該学校法人に対しその者の解職の勧告をすることができるとし、なおこの場合当該学校法人が勧告にかかる措置を実施することができないと認められるときは、法人にかえて直接その者に辞職を勧告することができるとを定め、さらに勧告にかかる者が解職されない場合または辞職しない場合において、学校法人の正常な管理および運営をはかるために方法がないと認められるときは、やむを得ない措置として、当該勧告にかかる者を解職できることとしたものであります。

第十一条は、調停委員に調停を行なわせるため必要があるときは、所轄庁は資料提出、帳簿書類等の調査ができることとし、第十二条は、この法律の規定の準学校法人への準用について定め、第十三条は、実施規定の政令への委任について定めたものであります。

最後に附則は、この法律の施行期日及び経過措置等について定めたものであります。第四項において、この法律は施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失ふことを定めてあります。

以上がこの法律案の概要であります。○櫻内委員長 次に予備審査のため付託されております学校教育法の一部を改正する法律案(参法第七号)及び学校教育法の一部を改正する法律案(参法第八号)の両案を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員豊瀬一君。

学校教育法の一部を改正する法律
案（千葉千代世君外四名提出、参
法第七号）

学校教育法の一部を改正する法
律

学校教育法（昭和二十二年法律第
二十六号）の一部を次のように改正
する。

第二十八条第二項中「助教諭」の下
に、「養護助教諭」を加え、同項の次
に次の一項を加える。

養護助教諭は、特別の事情のある
ときは、養護助教諭をもつて、こ
れに代えることができる。

第二十八条に次の一項を加える。
養護助教諭は、養護教諭の職務
を助ける。

第五十條第二項中「助教諭」の下に
「養護助教諭」を加える。

第五十一條中「第二十八条第三項
から第七項まで」を「第二十八条第四
項から第九項まで」に改める。

第七十條及び第七十條の九中「第
二十八条第六項」を「第二十八条第七
項」に改める。

第七十六條中「第二十八条」を「第
二十八条第一項、第二項及び第四項
から第九項まで」に、「第八十條及び
第八十一條」を「第八十條並びに第八
十一條」に改める。

第百三條を次のように改める。
第百三條 小学校及び中学校には、
特別の事情のあるときは、第二十
八條の規定（第四十條において準
用する場合を含む。）にかかわら
ず、養護教諭は、昭和四十三年三
月三十一日までの間は、これを置
かないことができる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。

2 教育公務員特例法（昭和二十四
年法律第一号）の一部を次のよう
に改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下
に、「養護助教諭」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律の一部改正）

3 公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律（昭和三十三年法律第十六号）
の一部を次のように改正する。

第七條中第四号を削り、第一号
から第三号までを一号ずつ繰り下
げ、同条に次の一号を加える。

一 学校総数に一を乗じて得た
数

第八條中第三号を削り、第一号
及び第二号を一号ずつ繰り下げ、
同条に次の一号を加える。

一 学校総数に一を乗じて得た
数

附則中第三項を削り、第四項及
び第五項を一号ずつ繰り上げる。
（就特規定）

4 公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律第七條及び第八條の規定の適用
については、同法第七條第一号及び
第八條第一号中「一」を乗じて得た
数」とあるのは、次の表の上欄に
掲げる期間は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句に読み替えるもの
とする。この場合において、同法
第七條第一号及び第八條第一号に
定めるところにより算定した数に
一未満の端数を生じたときは、そ
の数を一に切り上げるものとする。

上

欄

下

欄

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

昭和三十三年四月一日から
昭和三十三年三月三十一日まで

理由

養護教諭を必ず置くこととする必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

この法律施行に要する経費は、昭
和三十三年度において約六億円、以
後漸増して昭和四十三年（平年度）
において約三十二億円の見込みであ
る。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。

（公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律の一部改正）

2 公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律（昭和三十三年法律第十六号）
の一部を次のように改正する。

第七條第三号の表の下欄中「四」
を「三」に、「五」を「四」に、「六」を
「五」に、「七」を「六」に改め、同条
第一号を次のように改める。

一 本校の数に二を乗じて得た
数と分校の数に一を乗じて得
た数との合計数

第八條第三号の表中 「三」を「二」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 本校の数に二を乗じて得た
数と分校の数に一を乗じて得
た数との合計数

第九條中第四号を第五号とし、
第三号の次に次の一号を加える。

四 本校及び分校の小学校及び
中学校のうちに三学級以上の
ものがない学校の本校の総数
に二を乗じて得た数

第十二條を第十三條とし、第十
一條を第十二條とし、第十條中
「前三條」を「第七條から第九條ま

で」に改め、同条を第十一條とし、
第九條の次に次の一号を加える。
第十條 前三條（前条第四号を除
く。）の規定の適用については、
本校及び分校は、それぞれ一の
学校とみなす。
（学校教育法の一部を改正する法
律の一部改正）

3 学校教育法の一部を改正する法
律（昭和三十三年法律第一号）の
一部を次のように改正する。
附則第四項を削る。

4 (就養規定)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律(以下「定数等標準法」という。)
第七条の規定の適用については、
次の表の上欄に掲げる期間は、そ
れぞれ、同表第一号中「二」を乗
じて得た数」とあるのは同表の中欄
に掲げる字句に、同号中「一」を乗
じて得た数」とあるのは同表の下
欄に掲げる字句に読み替へるもの
とする。この場合において同号に
定めるところにより算定した数に
一未満の端数を生じたときは、その
数を一に切り上げるものとする。

上		中		下	
欄		欄		欄	
昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の七十を乗じて得た数 た数	昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の三十五を乗じて得た数 た数	昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の三十五を乗じて得た数 た数
昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の九十を乗じて得た数 た数	昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の四十を乗じて得た数 た数	昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の四十を乗じて得た数 た数
昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百十二を乗じて得た数 た数	昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の四十七を乗じて得た数 た数	昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の四十七を乗じて得た数 た数
昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百三十八を乗じて得た数 た数	昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の五十八を乗じて得た数 た数	昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の五十八を乗じて得た数 た数
昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて得た数 た数	昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の七十一を乗じて得た数 た数	昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の七十一を乗じて得た数 た数
昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて得た数 た数	昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の八十六を乗じて得た数 た数	昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の八十六を乗じて得た数 た数

5 定数等標準法第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ、同条第一号中「二」を乗じて得た数とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、同号中「一」を乗じて得た数とあるのは同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

上		中		下	
欄		欄		欄	
昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の八十を乗じて得た数 た数	昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の八十を乗じて得た数 た数	昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の八十を乗じて得た数 た数
昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の百を乗じて得た数 た数	昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の百を乗じて得た数 た数	昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の百を乗じて得た数 た数
昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百二十二を乗じて得た数 た数	昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百二十二を乗じて得た数 た数	昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の百二十二を乗じて得た数 た数
昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百四十八を乗じて得た数 た数	昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百四十八を乗じて得た数 た数	昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の百四十八を乗じて得た数 た数
昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて得た数 た数	昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて得た数 た数	昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の百七十一を乗じて得た数 た数
昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて得た数 た数	昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて得た数 た数	昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の百八十六を乗じて得た数 た数

6 定数等標準法第九条の規定の適用については、昭和四十一年三月三十一日までの間は、同条第四号中「一」とあるのは「二分の一」と読み替へるものとする。附則第四項後段の規定は、この場合について準用する。

根の二・七％、栃木の六・一％、徳島の一〇・二％などで、これらの実情はまことに憂うべきことと申さねばなりません。

この点につきましては、今日までの国会審議において、始終問題とされ、両院の文教委員会の決議にもしばしば取り上げられたところがあります。

さて、一方、昭和三十三年に制定された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律においては、養護教諭に相当する定数を小学校児童千五百人に一人、中学校生徒二千人に一人という標準で算定するという方式がとられているために、これが定数増加は、なかなか期待できない状況にあります。

このような事態を反映して、昨年度の文部省調査によっても、市町村支弁の養護関係職員が約四千名もあること、また地方には、養護教諭の相当数が

理 由
小学校、中学校等の教育目的を十分に達成するため、昭和四十一年四月一日以後は、小学校、中学校等に事務職員を必ず置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約三億四、以後漸増して昭和四十一年度(平年度)に

一般授業を担当したり、困難な数校業務を担っているという事実が指摘されるのであります。

従いまして、法に定められました目的を本当に実現していくために、この際、年次計画をもって段階的に養護教諭を増員し、七年後には、すべての公立小、中学校に養護教諭を配置することを期して、本改正案を提出致した次第であります。

次に、本案の内容をいたしましては、第一に、昭和四十三年度からはすべての小、中学校に養護教諭を置くこと。第二に、養護助教諭の制度を確立し、養護教諭のかわりをなす得ることとする。第三に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改め、今後六年間にわたって年次的に教職員定数のワクを広げることと規定しております。

第四には、本法の施行期日を昭和三十七年四月一日としております。

ここで特に申し添えたいことは、こうした措置によって、従来、ほとんど養護教諭の配置されなかった僻地の小規模学校にも正規の養護職員が迎えられ、現行の政令により、五学級以下の小学校では学級数プラス〇・三人という過少な配当率であるものが、少なくとも昭和四十三年度以降においては、学級数プラス一人の配当率が確保されることとなり、これによって僻地教育の振興と健康管理の徹底が大いに期待されるものであります。

もう一つの点は、養護教諭の緊急な養成についてであります。これは今後七年度の文部省予算要求にも二百数十万円の養護教諭臨時養成費が計上され

ておりますが、こうした措置が一そう拡大強化されることを大いに期待するものであります。

なお、本案における第一年度たる昭和三十一年度の増員は、約四千名の市町村支弁養護職員を、とりあえず県費負担教職員に切りかえることを主眼としております。

続いて、ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

わが国の教育制度は、新憲法のもとに大きな改革が行なわれたのでありますが、わけても、義務教育の年限を延長して、一般国民の教育水準を高揚し、学術文化の振興に資する基盤をつちかいましたことは、最も重要な改革でありました。

自來十数年を経ました今日、小学校中学校等における教育は、ようやくその施設設備の整備と内容の充実を見るに至りましたが、それにもかかわらず、これらの義務教育諸学校においては、さきに提案されました養護教諭の問題とともに、いま一つ、事務職員に関する問題が未解決のままに取り残されております。

事務職員が担当処理すべき学校事務の内容は、文書、人事、保健、厚生、渉外等いわゆる庶務的なものから、給与その他の会計に関するもの、校舎、校舎、備品、消耗品等の管理の面に至るまで、多岐多様にわたるものであります。学校事務の円滑機敏な処理いかんが、直ちに学校運営に及ぼす影響の健少でないことに思い至りますならば、学校教育の効果を遺憾なく発揮させるための推進力として、事務職員の果たしつつある役割は、まことに大きいと申さねばなりません。

しかるに、御承知の通り、学校教育法第二十八条の第一項には、一応「小中学校には校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない」と規定しながら、そのただし書きには、「特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる」となっており、このことは、同法第四十条及び第七十六条において、そのまゝ中学校及び高等、ろう、養護の諸学校にも準用されておりますために、現在、義務教育諸学校における事務職員の配置はきわめて不十分であります。昨年五月一日の調査によりますと、全国の公立小中学校に配置されております事務職員は、小学校二万二千七百七十四校に対し四千七百七十四名、中学校一万二千二百二十五校に対し四千四百四十四名にすぎない実情であります。特に、千葉、大分、鹿児島等の諸県におきましては、一人の事務職員が三校ないし六校を兼務させられている場合もあり、過重労働の結果は、長期欠勤のやむなきに至るという実例さえも報告されているのであります。

さらにまた、事務職員の全然配置されていない小学校中学校等においては、児童生徒の教育を担当しながら学校事務を分担処理しなければならぬ教師の負担がきわめて重く、その本来の使命である教育活動に至る大の障害を与えている現状であります。

このような状況にありますことは、一面、地方公共団体の財政事情による原因は、むしろ、事務職員必置の法制措置が行なわれていないことに存すると申すべきであります。それゆゑに、さきに申し述べました学校教育法第二十八条第一項のただし書きはもとよりのこと、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による教職員の算定基準について改正を加えて、事務職員の増員をはかることと、教師を過重の勤務から解放して、学校教育に専念せしめることが、喫緊の急務であると信ずる次第であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に法案の内容について、そのあらましを申し上げます。

まず、第一に、学校教育法第二十八条第一項のただし書きを削除し、小学校及び中学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小中学校には、事務職員を必置すべきことを明確にいたしました。

第二に、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第七條、第八條及び第九條について、小学校及び中学校においては、学校規模のいかんにかかわらず、一名以上の事務職員を置き得るようになり、また、盲、ろう及び養護学校においては、現在事務職員の配置されていない学校に、小中学校を通じて最低一名を置き得るようになり、それぞれの算定基準を改めました。

第三に、この法律は昭和三十七年四月一日から施行することと定めてありますが、特別の事情のあるときは、第二十八條の規定にかかわらず、事務職員を置かないことができる旨を規定し、同時に、定数等標準法第七條及び第八條の規定の適用についての就替規定を設けて、昭和三十一年四月一日から

同四十二年三月三十一日までの間、漸次事務職員の増員充実をはかり、昭和四十二年以降は完全必置となるように措置いたしました。

第四に、定数等標準法に、その施行令第四條の規定を掲げて、本校と分校とについての事務職員の数の算定基準を、より明確にいたしました。

その他若干の条文整理を行なっておりますが、なお、この法案は、さきに提案されました学校教育法の一部を改正する法律案に盛り込まれております。養護教諭に関する改正を前提として立案してありますことを付言いたします。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○櫻内委員長 各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○櫻内委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。すなわち、ただいま本委員会において調査中の文化財保護に関する件、戸籍に関する問題について参考人の出頭を求め、その意見を聴取いたしたいと存しますが、これに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○櫻内委員長 参考人の人選及び出頭日時等その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、これに御異議ありませんか。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○櫻内委員長 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案、義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案及び教科書法案の三案を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、この際これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 教科書の価格の値上げを一四%認可されたというものを新聞紙上で見ているだけですが、それは事実でございませうか。

○福田(繁)政府委員 その通りでございませう。

○山中(吾)委員 その十四%の値上げをした算出の基礎といいますが、それについて詳しく御説明を願いたいと思ひます。

○福田(繁)政府委員 教科書の値上げの問題につきましては一般の物価等の値上げに関連いたしまして、製造原価等につきましても、用紙代あるいは印刷製本費、そういうものの値上げを見込むと同時に、教科書製造におきまして人件費の値上げというものもあるわけでございませう。従つてこの労務費の上昇に伴います値上げあるいはまた編集費等につきましても若干の値上げを見込み、あるいは金利等の値上げも若干ございませうので、そういう要素を見込みまして、経済企画庁で算定いたしましたのが一三・七%、約一四%ということになっております。

○山中(吾)委員 教科書を無償にするという政府の方針と、値上げするということとは別問題であるというふうにつか文部大臣は意見を述べておられましたが、負担を受けるPTAから言いますと、これ以上矛盾を感じる

ものはないのでありますから、その意味において、値上げの算出の基礎を私は明らかにすべきであると思ひます。そういう意味において、ただ局長のように用紙代を若干値上げした、印刷代も若干値上げをした、労務費も若干値上げをしたということだけでは、私は教科書無償の方針との関係において納得ができませんので、詳しくその教科書の一三%何がしの値上げの算出の基礎を明確にしたいと思ひます。きょうはできなければ次の機会に待つてございませう。若干と云う立場から言ひますと、これはPTAという立場から言ひますと、負担をかける無償の原則に従つて政府が論議をしているときに、買入価格が値上げになったということでは、幾ら理屈を言つたつてそれは納得しない。そういう意味において正確にお出し願ひたい。

○福田(繁)政府委員 それでは先ほど申し上げました点をもう少し具体的に申し上げたいと思ひます。

用紙代につきましては大体五%の値上げを見込んでおります。それから印刷製本費につきましては四五%の値上げを見込んでおります。それぞの原価に占める割合を大体五五対四五の割合に見まして、数量増も若干ありますので、そういう数量増の点を考慮しまして、前年度比にいたしますと製造原価が大体三六%を占めていたとしますと一四・一%というより計算をいたしております。それから営業販売関係の内容でございませうが、職員給与は、一般の公務員等も上がったわけでございます。三六年度に比しまして一二%上昇しているという見込をいたしております。それから一般の管

理費につきましては一八・九%増加を見込んでおります。そのほかに荷作り運送費等も相当増を伴いますが、それについて約三%の増加を見ております。それから宣伝広告等の経費は、これは値上げをいたしませんので、三六年度の実績額を押さえていたというよりなやり方でございませう。それから編集費は約一三%の増を見込んでおります。それから金利におきましては、これは一部分でございませうけれども、一五%程度の値上げを見込んでいたものであります。それから印刷等につきましても、総売上額の三・七%程度を見込んでおります。これは大体三六年度の実績通りでございませう。それから利潤等は大体売上総額の三%でございませう。これは大体前年通りでございませう。それから販賣手数料等も、これは大体売上総額の一六%程度でございませう。これも従来通りでございませう。

今申し上げましたように、製造原価におきまして、用紙代あるいは製本印刷費等の増加値上げを見込んでおります。それから労務費、管理費の一部について値上げを認めていた。そのほかに編集費等の増額も見ておりますが、そういう関係でございまして、これは一般の物価上昇に伴ひましてこの教科書の製造発行に關係して、いわゆる原価計算の内容について、従来の実績よりもそれぞれの各要素について値上げを認めないというよりな立場から、やむを得ざる部分について値上げを認めた、こういうことでございます。

○山中(吾)委員 この算出の基礎が総額で一二・七%の値上げになつていくかどうか、今お聞きしただけではわからないのであります。何かそれより多い算出の基礎になつておりますが、業者の方からは幾ら値上げを要求したわけですか。

○福田(繁)政府委員 ただいまの各事項についての上昇を見まして、それから発行部数によつて、これはいろいろ違ひますので、そういう発行部数を勘案いたしましたわけでございます。教科書会社からは大体二割五分四厘の値上げを要求しております。

○山中(吾)委員 それの一覧表を次の委員会に出していただきたいと思います。よろしくございませうか。

○福田(繁)政府委員 提出いたしました。○山中(吾)委員 その利潤の關係について、大小出版会社がたぐさんあるわけですが、どの企業の規模を標準にして利潤を考へておられるのですか。

○福田(繁)政府委員 大体算定いたしました資料として用ひましたのは、専業十二社のうちの十社でございませう。その資料をもとにして計算をいたしましたわけですが。

○山中(吾)委員 専業十二社というのは、結局一番大きい方から数えて十二社が専業十二社になりますか。

○福田(繁)政府委員 これは会社の大少によりませんが、大きいものも相当含まれております。

○山中(吾)委員 そういう大きい企業の十二社が利潤三%というのには僕はどつかに間違ひがあると思ひます。それは資料を一度見せていただきますけれども、大きい会社の方はもっと利潤があるのではないですか。専業十二社というのは大体大きい方からの基準

で、今説明された利潤は三%だというのはどうも私は疑問です。小さな企業の場合についてはわかる。その点については今十分明確にお答えできなかったわけでございます。これは私どもは納得できないので、いまだ一度明確にしたいと思ひます。

○福田(繁)政府委員 ただいま申し上げましたのは、教科書発行の専業会社をとるのが一番数字としては妥当と考えまして、その中の十社をとつたわけでございますが、大体利潤三%というのは、これは過去の実績でございませう。専業は十二社しかございせんので、その十二社の中の十社をとつたというところでございませう。

○山中(吾)委員 専業でないのはたぐさんあるわけですか。そうすると出版会社は相当あるわけですね。

○福田(繁)政府委員 兼業を含めると八十六社くらいございませう。

○山中(吾)委員 大蔵省あたりには、教科書値上げの場合について、何か各地の税務署その他から調査した資料からいいますと、ずいぶん不当、過当競争の結果支出しておる金も莫大なものがある。こういうものを節約すれば、十分値上げする必要がないというふうなことをいつておられるわけなんです。その資料を出せといつたら出してもいいのですけれども、もう少し私はこの問題については疑問があるもので、この点についてはまだ納得しない面がたつた点があります。特にこの教科書無償という方針の場合、不明確な値上げというものを待つてきて、父兄に納得させなければいけないだろと思ひますので、その点についてはこのお答えだけでは不明確で、私は満足できないということ

を先に申し上げておいて、資料を出していただきたい。

次に無償とそれから値上げは別問題であるというのには理屈で、無償の方針を是としておるならば、値上げをしなければならぬ分だけ国が出してやればよいというのが端的な理論だと私は思うのです。全部無償にするという方針まで持っておるのですから、値上げをしてその分だけPTAに負担をかけるという現実があるならば、値上げをしなければ出版会が出版できないといえ、堂々と国が補助をすべきだ。その分だけは補充すべきだ。米麦について二重価格制度をとっているくらいですから、無償の方針の前に立っている場合については、別問題だとは私は考えない。その点は文部大臣は一流の別のものであるという理論を二、三回新聞に出されておりましたけれども、どういふふうにお考えなのかお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 結論から先に申し上げれば、山中さんも御指摘になりましたように別問題だと心得ております。もちろん教科書無償が一挙にできることならば、値上げの問題もひっそり一挙で解決する。結果的にはそうなる一挙になると思ひますけれども、何しろ無償にすることそのことが立法措置を要し、教育の場における基本的な重大問題でもございますから、そのことを当然のこととして前提に置いて処置をすることもいかかかと存ぜられるところでございます。もとものとこの値上げの問題というのは、一昨年の暮れころから発行業者の方では頭痛の種になっておったようでありまして、それが先ほど政府委員から申し上げます

したように二割五分ちよつと上回るくらいに値上げをしてもならなければ、第一労賃が払えない、団体交渉等をやつておつて、何となくその財源がないので苦慮しておるということも実情のようでございまして、そういう状況下において教科書審議会の方でも業者からの直接陳情に基づきまして、自主的に昨年の春早々から審議に着手いたしまして、たしか前後六回か七回の審議を経て、教科書審議会としましては二割五分何厘というの企業内努力でもっと合理化し得るはずだといふふうな見解から、結論的には二割見当の値上げはやむを得ないという建議をもちつたのであります。その建議に基づきまして経済企画庁と相談をして、経済企画庁で大蔵省とも相談をしながら作業を進めまして、経済企画庁の在定の結論が一割四分の値上げにとどむべきであるという結論になりました。先ほど来御説明申し上げたようなことになっておるわけでありまして、これは暮れ押し迫つてこのことを決定いたしましたのが、教科書は、早いものは一月の末ごろからは従来の例からいきますと売り出される。その教科書の売り出し、山間僻地までも送り届けるという責任を持った発行会社の責任を果たす意味におきまして、もし一部でも混乱を生じたら大へんなことではございまして、混乱を生じないようにするために、やむを得ざる範囲の値上げ認可は余儀ないことではないかと判断をいたしまして認可をいたし、幸いにして教科書の配給につきましましてはささかの混乱もなしに着々と配付されておることとは御承知の通りでございます。従つて別問題だと申し上げるのは、具体的

に直面します教科書の円滑なる配給を確保するということに関連して、当面差し迫つた一つの物価問題として処理せざるを得ない。そのことが一つの課題であり、教科書無償の問題は憲法にかなう教育政策の基本線に立つた課題でもございまして、それはそれとして重大教育政策の課題としてとらえて今日まで参つた。その意味においてそれとこれは別問題だと申し上げたのであります。

○山中(吉)委員 内藤初中局長の言だったと思うのですが、あるいは大臣だったか知りませんが、いつかの新聞に、二割程度の値上げを必要とし、それをカバーするために教科書無償配付が検討されておる。最初から業者の方から二割以上値上げの要求をしてきた。上げなければならぬということに関連をして、それをカバーするためには、この機会に無償にしようじゃないかという論が最初の出発点であつたといふことは、新聞の記事で私は覚えていのですが、そうでございせんか。

○荒木国務大臣 これは理念的に言へば、全然別個の、次元を異にする課題であることは注釈を待たずして明瞭だと思ひます。かねて、何も教科書の値上げの問題にかかわらず、できることならば憲法の趣旨を拡大していくといふ課題は以前からあつたことは御承知の通りであります。すでに教年前、小学校一年生の教科書を、憲法二十六条の理想を具現する一つの試みとして実施されたことがあり、さらにそれが経費の分担等、支払いの延期等の混乱のために事実上実施困難な事態に立ち至りまして、聞くところによれば一年生

に対して入学祝いとして無償支給するのだという趣旨が變つて実施され、それもまたいわば応急的な試みであつたものでございまして、幾ばくもなく廃止された。それはそれですけれども、教科書無償の課題は文部省として数年前すでに着手しているといふことからはいたしまして、無償課題そのものは全然値上げの問題とは関係なしに従来から存続しておつた懸案でもあつたのであります。ただ二割五分も値上げしなければ教科書の配給が混乱するおそれありとするならば、かねての教科書無償という課題を本格的に取り上げる一つの時期的なチャンスではなからうかという気持は絶無であつたといふことは申し上げかねると思ひます。ですから、必然的にそれとの関連においてのみ考えられたといふことはむしろございせん。

○山中(吉)委員 私がこう申し上げるのは、父兄に負担をかけてはならないといふ一つの基本的な思想があつて、値上げをするくらいならば、実際に教科書は運搬資金その他の融資が一番困難なために発行について支障を来たしているのだから、教科書金融公庫といふものを作って父兄に負担をさせないで発行が適時適切にいけるように考えてやる、こういうふうならば、私はわかつて、住宅金融公庫と同じ構想に持つていくならばわかるが、無償に関する法案を出しておつて一方に値上げをするといふことについては、どんなに理屈を言つても矛盾が残る。受け取る立場から言つたら矛盾が残るので、私は質問をしておるのであつて、この点は文教政策として私は決して上等の文教政策ではないと思ふ。少なくとも賛成する

べきような文教政策ではなくて、別な言葉で言へばいふんまじい文教政策である、こういうことを私は痛感するので申し上げておるのであります。この値上げをおきめになる諮問機関の審議会のメンバーはどういうメンバーになつておるのですか。

○福田(繁)政府委員 今メンバーを手元に持つておりませんので、後ほどお答えいたします。

○山中(吉)委員 この次の機会にお出し下さい。今そこにあるならばもちろんお聞きします。そのメンバーというのは公正に判断のできるメンバーであるかどうかといふことも、この機会に明らかにしておく必要があるのでお聞きしておきたいと思ひます。

今私が価格のことでお聞きしたのは、いわゆる基本的なものの考え方、教科書行政について憲法の思想に基づいた無償の方針なのか、あるいは社会保障的な立場に立つて考えているのかといふことについて明確にしなければならぬので、私はお聞きしておるわけです。この法案が出るまでの経過をずっと顧みてみますと、憲法の無償の法則に基づいてこの無償の方針が出されてきたのか、あるいは社会保障的な政策として出されてきたのか、これは明確でないと思ひます。大臣の答弁の中にも、あるいはこの答弁ではないにしても、折に触れて意見を言はれておる中にも、これは減税的な性格もあるのだ、社会保障的な性格もあるのだといふことを主として説明されておつたはずで、その点について、その後心境あるいは考え方を変つてこつたといふならそれでも構ひありませんが、今までの経過から

いつて基本的な考え方について大臣の方からお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 憲法第二十六條の理想を敷衍しようとする基本線に立つておることは終始一貫しております。それは先刻も触れましたように、私一個の意見ということ以前の問題として、文部省として最初に小学校一年の教科書を無償にいたしましたときの法律そのものなりたつております。憲法第二十六條の理想を具現する試みとして、試みであつたことに今度と違ひはございませんけれども、小学校一年ではありまして、差別なく学童すべてに無償で交付するということ、そのことが憲法第二十六條の趣旨を体しておることはきわめて明瞭であります。そういう線に立つてこの問題が取り上げられたことも確かでございますが、ただこの相談の過程におきまして、社会保障的な意義もあり、さらにはまた減税的な意義もあるということを示したことは意識しております。意識的に申した機会があつたことはいまだに記憶をいたしておりますが、それは教科書無償の効果も敷衍して説明します場合に、当然連想される事柄、またまさに社会保障的な意義もあわせ持ち、あるいは減税的な意義もあわせ持つものであることは確かでございますから、そのことを特に強調して説明した機会はないと思ひます。しかし、だからといって憲法第二十六條と全然別個の立場に立つたなどということは構想としてあり得ないことだと存じておるのであります。

○山中(吾)委員 そうしますと、同じ政府の大蔵省の考え方と文部省の基本

的な考え方と矛盾があるので、私は大蔵省を呼んで聞かなければならぬ。大蔵省の方では、これは社会保障的なものである、従つて基本的に貧富の差別なく全部無償にすることは不合理である、貧乏人の者にだけ出せばいいということを正式に新聞に発表いたしましたので、この法律の基本的な精神について政府においては統一をされておらない。従つて大蔵省の責任者としておはつきりお答えを願わないと私は審議を進めていくことはできない。その点において、大蔵省が来るまで質問を保留いたします。

○荒木国務大臣 この審議の過程でいろいろ議論が出たことは事実であります。ところがさういふ途中の賛否の議論を越えたいとして、最終的な結論は憲法第二十六條の趣旨を敷衍しその理想を実現する建前においてこの法律案が成案を得たわけでございます。途中の過程では御指摘のようなこともあつたかもしれませんが、あくまでも憲法第二十六條の理想を具現する建前に立つておることをこの際申し添えさせていただきます。

○山中(吾)委員 いま一度言つておきます。この法律の第一条の中にも憲法の無償の原則に基づくといった明示は何もないわけなんです。今までの大蔵省の予算編成方針においてもその以後において、この間大蔵省の主計官に聞いたときもさうなんです。これは社会保障的なものであり、貧富の区別なく全部無償にすることについては反対の意見をはつきりされております。従つて法案の審議の前提として明確に政府が統一しなければ、私は審議を進めることはできません。保留いたします。

○荒木国務大臣 今申し上げたように、途中の議論ではいろいろあつたかもしれませんが、意見を持つておる者がなかつたとは言ひ切れないと思ひますが、政府のいろいろの決定は閣議決定で最終段階に至ります。閣議決定の趣旨はまさしく憲法第二十六條の趣旨に基づいてこれを実施しようというのであります。社会保障などという概念から申し上げれば、貧富の差を一応つける、要保護、要保護の学童に対して教科書を無償で提供するという考え方が社会保障の態度だと思ひます。財源の關係から御案内のごとく七億円ちよつとの予算措置を講ずるにとどまりましたことは、別の意味で遺憾な点もございまして、別々で遺憾な点もございまして、社会保障の建前からする教科書無償も、むしろこれが完成されるに至りますまでは補充的に必要でございますから、要保護児童の支給率も一割引き上げて予算の御審議を願つておる。衆議院で御決定いただいた予算の内容にはさういふふうにいたしました。並行的にいたしておるのであります。社会保障の立場からならば、貧富にかかわらず、全小中学校の児童、生徒に対して教科書を無償支給するといふ本法案の第一条の趣旨は成り立たないわけでございます。憲法はまさしくそのことを意図しておる。また憲法第二十六條の趣旨に基づいておるというなら、さう書いたらどうかということもお説ではあると思ひます。ですけれども、いつかもお答え申し上げた記憶がございますが、あらゆる立法措置は憲法のうちにあります。この立法のたびごとに憲法第何条によ

りということとは、必ずしも一貫した立法の形式ではないと私は心得ております。教育基本法で義務教育における教科書を無償とするという宣言規定がございますが、これととも何も憲法第何条ということを用ひして規定してない前例からいたしまして、立法形式としては、あえて山中さんの御指摘のようには必要はないと思ひまして、この案を作成しておるわけでありまして、

「名答と呼ぶ者あり」

○山中(吾)委員 名答でないから、い

ま一度お尋ねいたします。学校給食については私は無償を主張している。しかし、学校給食の場合には、これは憲法の無償の原則であるかどうかということについては、私自身は疑問がある。従つて無償にする場合にも、憲法のいわゆる人権、教育権とか、保障された立場において無償制度をとるか、極端な言葉で言えば恩恵として無償にするということも、行政的にはあり得ると思ひます。ことにこの法案は、調査会を設置するといふふうな一つのあまいもたものなんですよ、理屈はいろいろあつても、さういふ關係から、今までの法案の論議の過程から見ても、そしてまたその過程があるからこそ、基本的な精神を第一条に書くべきであると思ひます。第一ですが、さういふ意味において、やはり疑問は残る。政府は今までの中においてその点明確にされてない。私は受け取れない。従つてこれ以上の審議は保留して、次の機会に明確にしてもらつて、また質問を続けたいと思ひます。

○櫻内委員長 他の委員の質疑は後日に譲ります。

○櫻内委員長 次に、文化財保護に関する件等について調査を進めます。資料の要求がありますので、この際、発言を許します。谷口善太郎君。

○谷口委員 これは私が知らないからお願いすることになるのかもしれないが、重要文化財が、戦後の状況の中で法律の網の目をくぐつてかなり海外に流れ出ているという実情があるようでありまして、私は京都であります、京都に国立博物館がございまして、この博物館の關係者あたりに聞きまして、大へん憂うべき状態にあるといふふうに聞き及んでおるのであります。これらにつきましては私も今具体的に調査しておりますので、いずれその結果を持つて当局に御質問するときがあると思ひます。これに関連しまして、重要文化財として指定されているものの、戦争前から現在に至るまでの移動というふうなものがある。移動というものが、さういふものをい

ていただけないかどうかということでありまして、特に、いわゆる重要文化財から国宝になつたものもこの期間には多いと思ひます。それらがどういふふうな移動をここ十年間にしておるかという点を、できればリストが欲しいのですが、非常に膨大なものだからちよつと困難かと思ひますが、数字的に明らかにできる資料がございまして、御提出願ひたいと思ひます。ことに、現存するものにつきまして正確に資料を出していただけたら、今後審議する上に大へん助かる、こゝろ点お願いできないものかと思ひますが、どうですか。

○荒木国務大臣 たいだいま文化財保護委員会の事務当局が来ております。で、ただいまの資料の御要求が直ちに間に合うかどうか、ちよらと確答はできませんけれども、今の御要求の趣旨をメモさせておきますから、文化財保護委員会の方に伝えまして、できれば次の機会までに資料として提出いたします。

○谷口委員 けっこうです。

○櫻内委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 現在平城宮の埋蔵文化財を中心として、いろいろの企業が企業の立場で整地をするために、民族的文化が破壊されようとしており、考古学者、歴史学者並びに建築史を専門としておる学者あるいは地元の奈良県知事その他関係の民族的文化遺産を持つておる機関というものが非常に心配をしておる。ある意味においては、日本の埋蔵文化界の危機という言葉で心配をしておるのが現状であります。そこで、文部大臣は常に愛国心をもって作らなければならぬ、教育基本法の改正ということも再検討するべきであるというふうな表現をしながら、よき日本人としての立場を教育の中に入れようという思想を出しておられる。そのときに、ほんとうの意味において日本の民族的な文化というものを保護する、そして修学旅行その他でもそれを見聞するという努力をされることが、あなたのそういう思想を裏づけるのに正しい政策だと思ふ。ただ文をいじくったということではそういうものではないと私は思ふ。そこで、

で、機構的に文化財保護という行政は自分には直接関係はないのだという傍観をされる立場でなくて、荒木文相も同時に国務大臣であるのだから、一はだも二はだも脱いで、このかけがえない、われわれの祖先の生活様式あるいはアジアの全領域から集中された、一度つぶしてしまえば二度と復活できないようなものについての保護に對しては、国務大臣としてまじめに考えなければならぬ問題だと私は思うのです。何か党派性をむき出しにして、組合に對する批判を含めながら道徳教育の振興であるとか、あるいは基本法の改正とか、あるいは日本人の性格が薄いかも少しどうだとか、そういう言葉だけを弄されるということが国務大臣、文部大臣としての責任では決してないと思ふ。その意味においては、今平城宮を中心として、その他岡山県の古墳はほとんどつぶされておる、あるいは堺市の臨海地域の開発に應じて百舌鳥の陵を中心とした古墳なども、土建築者その他によつてじゅうりんとされつつある。日本の至るところのそういう埋蔵文化財というものが破壊されつつあるの、この点については国務大臣という立場を含んで私は何とかしなければならぬ立場であると思ふので、その点のお考えを、まだ文化財の事務局長が来ておりませんので、まず大臣の方から、基本的な精神をお聞きしておきたい。そして政治的に、文部大臣の立場からいって、ひとはだ脱ぐ一つの姿勢をはっきりとされる必要があると思ふのでお聞きしておきたいと思ふ。

○荒木国務大臣 文部大臣という立場で、文化財保護行政に直接タッチする立場でないといつか申し上げまして、言葉足らない点を補足的に申し上げた記憶がございます。それは、文化財保護行政、文化財の価値判断につきましては、法律にも明記してありますように、文化財保護委員会が、それぞれ独立してその職権を行なうということである。理すべき問題だと心得る意味で、その点につきましては、私は直接関与できないのだと申し上げたつもりであります。もちろん、文化財保護委員の人選なり、人事関係一般、あるいは会計、予算等の世話をするというところは、当然文部大臣の職責だといふふうに心得ております。と同時にまた、文化財保護行政全般についての閣僚の一人としての政治的立場での責任者であるといふことも、むろん自覚しております。ついでながら申し添えさせていただきます。

先ほどの、平城宮の遺跡についての御質問についてお答えしたいと思ひますが、私の承知しておりますところでは、今の近鉄会社が建設工事を始めつつある場所は、平城宮の指定地域外だと承知しておりますけれども、指定地域外といえども、平城宮のもよりの場所であることには間違いございませんので、指定地域外にも、地下埋蔵物等で文化的価値の高いものがないとは言ひ切れません。従つて、法律制度に基づいて、強制的な処置はできないといひました。でも、現実問題としては、考慮せねばならない課題でございますから、近鉄当局に對しては、発掘途中において、もしそれとおほしきものを掘り当てた場合は、直ちに工事を取りやめて、すみやかに連絡をしてほしいという措置をいたしておるのでござい

す。全国的に、同じような貴重な文化財が埋蔵されておるような懸念のあるところに対して、十分の注意を怠らなう、取り返しのつかないようなことにならなうといふことは、かねてから手配をいたしておりましたが、その点は、さらに十分の措置を講ずるよう努力をしなければならぬと考えております。

それからなお、私が日教組を批判しますことは、何も妙な考え方じゃない、教育の場が共産勢力に牛耳られることはもつてのほかだ、こう考えまして批判しておることは、かねて申し上げておりました。御理解をいただいておりますかと思ひます。この機会に申し添えさせていただきます。

○山中(吾)委員 大臣、まだ着工はしてないですね。従つて一カ月くらいまでは、まだ指導したり何かする手はあるのですから、その点一つ。

そこで私は、むろんあそこが指定地域であるかといふ問題でなく、たとえは第二次大戦の場合も、その当時の敵国であるアメリカでさえ、この奈良地域全体の文化財を保護しようとして、爆撃を意圖的に回避したといふふうな認識の上に立つて、国務大臣としてもお考え願わなければならぬので、もっと大きい立場で、直接文部大臣に伺いたいと思ふのですけれども、京都と奈良といふのは、世界の国々においても、単なる日本の文化財地域ではないのだ、世界人類のためにやほり残すべきだといふ思想があつてこそ、ああいう熾烈な、生きるか死ぬかという戦争の中でも回避をしておるのです。ところが日本の国民自体が、営利的な立場において現在近鉄が車庫

気がいたしますので、努力したいと思
います。

なお、今事務当局が参りましたの
で、先刻の私のお答えに對しまして、
補足的な必要があれば、政府委員から
お答え申し上げさせていただきます。

○清水政府委員 奈良、京都が、わが
日本国民全体の心のふるさとであるば
かりでなく、世界の最も大切なところ
であることは、だれもそう考えている
ところでございます。文化財保護行政
の立場から申しますと、保護行政の内
容のおもなものと申しますと、要する
に国宝とか重要文化財、あるいは史跡
名勝とかいうものに指定されていると
ころについては、相当程度の管理、指
導、指揮もできるものでございますが、
指定してないところにつきましては、
どうも手が届かない。極端な言い方で
申しますと、点と線とだけしか守れない
というのが今日の状況でございます。

しかし、気持から申したならば、奈良
などは、ただ単に指定されているところ
ばかりでなく、全体が、その環境とい
い、風景といい、奈良の空気それ自
体が、やはり広い意味における日本の
大切な文化遺産でありますので、その
いう方面につきましてはどうするかとい
うことは、今後各方面の意見をお聞き
し、御鞭撻を受けて努力して参りたい
と思ふ次第でございます。

それから平城宮跡で、指定してある
地区につきましては、現在発掘を進行
しているのですが、指定して
いない地区につきましては、地元の管
理団体である県の具体的な決意を見ま
して、これを処理して参りたいと事務
的には考えている次第でございます。

○山中(吾)委員 大臣、ちよいどいい
機会でありまして、直接大臣の方に
文化財関係に關連をして主としてお聞
きしたいと思ひます、なかなか大臣は
おいでになるときがないから。

ユネスコという事務局が文部省の中
にある。そこで、ユネスコ事務局の仕
事と文部大臣との關係は、どの程度に
文部大臣がユネスコについては責任者
になっておられるのですか。あれはどう
いう關係になつておられるのですか。

○荒木國務大臣 ユネスコの事務局
は、文部省内部の部局として置いてあ
ります。その意味で文化財保護委員会
と文部大臣という立場とはもつと密着
した他の文部省内部の部局と同じ立場に
ある、文化財保護委員会は文部省に付
置せられた外局である、という意味の
違いがあると思つております。

○山中(吾)委員 官房長、何か補足す
るところがあるようですか……
○宮地(茂)政府委員 今大臣から
おつしやつた通りですが、もつと法律
的に嚴密に申しますれば、文化財保護
委員会は、文部省の外局でございま
す。ユネスコ国内委員会は文部省の、
閣という言葉を使つております。文部
省設置法あるいはユネスコ活動に關す
る法律等には「文部省の機関とする」と
いふふうにございまして、大臣は先ほ
ど内部部局とおつしやいましたが、そ
の点は、外局に對しては内部部局的な
色彩がございまして、嚴密に申します
れば付屬機關、文部省ではそれを所轄
機關と呼んでおりますが、西洋美術館
とかあるいは科学博物館とか学校とか
いったような、それらと並ぶべき所轄
機関というふうに解しております。從

いまして大臣との關係は、これは先ほ
ど文化財保護委員会と文部大臣との關
係を文部大臣からあらためて説明され
ましたが、それほどの独立性——獨立
性という意味につきましては、どつち
がより獨立的であるかと言へば、氣持
としては文化財保護委員会の方がユネ
スコ国内委員会よりも文部大臣に對し
てはより獨立性が強いものというふう
に考へます。

○山中(吾)委員 この付屬機關とい
うのは、たとえば文部大臣と国立博物館
その他の国立營造物との關係と同じで
あるとすれば、その機關にいる所長
とか事務局長の任命とか指揮監督権は
ある。その意味におけるユネスコ事務
局についての大臣の責任は、指揮監督
という關係において、あることになり
ますか。

○宮地(茂)政府委員 指揮監督という
言葉も、たとえば所轄、所管、管理、
監督、いろいろ行政法の言葉がある
ようですが、今先生がおつしやました
指揮監督、これをどの程度解釈するか
ですが、大体所管とかあるいは指揮監
督するとかいつたような言葉で並べて
言うときには、指揮監督までの強い權
限は国内委員会に對して文部大臣は
持つていないといふふうに考へます。

○山中(吾)委員 監督まではあるので
すか、指揮はなくて。

○宮地(茂)政府委員 抽象的に指揮監
督と申しますまでもありますが、国内委員
会につきましても、ユネスコ活動に關す
る法律が規定されておりました、その
法律には、ユネスコ国内委員会の所掌
事務なりあるいは權限等が規定されて
おります。従ひまして、これらについ
て特に文部大臣がいかなる点について

指揮をし、監督をするか、これは個々
の問題について検討しなければいけま
せんが、文部省の内部部局といたしま
して調査局がございまして、調査局の
方でも、ユネスコ活動に關することは
文部大臣の直接の權限として内部部局
の調査局で行なうようになっておりま
す。そういうようなことから彼此勘案
いたしますと、今先生がおつしやいま
す直接指揮をし、命令をし、直接監督
をするといったようなものは、国内委
員会には文部大臣はないと思ひます。

○山中(吾)委員 少しわからないので
すが、いすれにしても、官房長が答へ
た僕の質疑の關係を頭に置きながら大
臣にお聞きしたいのですが、日本の埋
藏文化財の保存について、國際機關で
あるユネスコから三十一年度に報告が
来ておるといふことが前の委員会で明
らかになつて、私は知らなかつた。そ
うして報告の内容は、こういう奈良地
域その他を含んで埋藏文化財の地域に
いろいろの建物建てたりする場合に
は許可制にするように、今は屈出に
なつておるといふことが、許可制にする
ようにとか、あるいは調査を十分にす
るにとか、あるいは調査を十分にする
ようにという報告が来ておると聞いて
おるわけなんです。それについて、大
臣はおそらくこれはお聞きにはなつて
いないと思うのですが、官房長、今言つ
た報告の内容は間違いないですか。清
水事務局長でもけっこうです。大臣に
わかるように答えてみて下さい。

○清水政府委員 ただいまお話し
の、ユネスコにおける三十二年十二月五日
の總會におきまして、考古學上の発掘
を規制する國際的規則の報告がござい
ます。それは文化財保護委員会といた
しまして、文部省から通知を受けて

存じておる次第でございます。その内
容は相當深く大きいのでございませ
んが、一言的に申しますと、國によつて
それぞれ違ふではあるが、考古學上発
掘する場合、これは許可制にしてはど
うかというものが中心の報告内容でござ
います。御承知のごとく、日本におき
ましては學術調査は屈出制でできるわ
けでございます。土木工事その他につ
きまして、もちろん屈出制で工事が
着工できるわけでございますが、文化財
保護委員会といたしましては、將來許
可制にしなければならぬ場合がかりに
出てきた場合でも、全國のどこにどう
いう古墳があつて、どういふ貝塚があ
るかといふことにつきましては、必ず
しも明確になつておりませんので、現在
それを調査中でございます。しかる後
に文化財保護委員会としましては、各
方面の意見を聞きまして、検討の上、
許可制にするかしないかといふことを
考へたいと思つておる次第でござ
います。

○山中(吾)委員 その報告の中に、國
内のそういう文化財の調査を進めるよ
うにという報告は入つておりません
か。

○清水政府委員 ちょっと見当たら
ないのでございますが、文化財保護委員
会といたしましては、昭和三十、三、六、
七の三千年間にわたつて全国の貝
塚、古墳等の埋藏文化財の調査をいた
しておりました、三十七年度におきま
しては全國的な埋藏關係のいわゆる遺
跡台帳を作る予定でございまして、現在
調査いたしておる途中でございまして、
○山中(吾)委員 今の遺跡台帳の調査
した中間報告ができたなら、その一覽表
をいただきたい。

の教へ方をしておると私は聞いておりませんが、まず学校の先生が山中さんと同じような認識を持って子供たちにも教えてもらいたいと思うと同時に、文部大臣たる私の立場におきましても、今のお説をけんけん服膺しまして、相当重大な文化財保護行政の具体的な一つの対象として取り上げて、真剣な努力を注ぎ込まねばならないと、特に今のお説を拝聴して感じた次第でございます。

○山中(吾)委員　大臣はそれにこだわらないでいただきたい。それは封建諸候の権力によってできた文化にして、上代の氏族制度の中に、その政治権力の力によって、日本の全力を注いで東大寺ができた、平安時代の貴族

文明の中にも、それに応じた文化ができた、この歴史的事実をすなおに認めて、日本民族が残した文化財というものをわれわれが保護するということについて、いろいろな理屈は要らないと思う。われわれの日本の国土の中に固着しておる文化財、文化地域を保護していくということについては、あまりこだわらないでやるべきである。その中に民族の過去に対する正しい愛着と、またこれからの歴史の発展に對してもっと高いヒューマニズムを基礎にしたものが生まれていくのであつて、そういう解釈もあるから消極的であつたとかそういうことでなしに、そういう解釈があればあるほど、日本の民族の残した文化、あるいは世界的に大きい意味がある、しかも日本のあの地域の文化というものは、アジア全体の當時の一番高い水準があつて集まつておるわけだ。フランスのルーブル博物館に行つても、ギリシャを征服してギリシャから略奪した文化財もあのフランスのルーブル博物館にありますが、しかしそれを世界の民族共通のものとして保護していく、そういうところの中に新しい政治もあるものであつて、今のうちにあまり氣にかけないで、理屈を考へないで、もつと乗り出してもらわなければいかぬと思ふ。その点まだこだわつておられるのでしたら、いま一度お答えしていただかないと、どうも困る。

○荒木国務大臣 一つも私はこだわつておりません。そういう妙な説明を主眼にしてするので能事終われりとせず、文化的価値判断を子供心にもわかるように教えるべきではないかという点にいささか不満を持っております。

から、つい申し上げたわけですが、そのいう説明は別にいたしまして、今のお話のごとく、世界的視野に立つても、重要な全人類的な文化財なりという価値判断をされるがごときものを持つておる日本人は幸福だと思ひますが、その大事なものを子々孫々に伝える意味におきまして、これが保存のためには一生懸命の努力をしなければならぬことを痛感いたします。

○山中(吾)委員 痛感だけしないで、具体的に一つ政府の問題として、文教政策の責任者の立場から、機会を見て推進役になつていただきたいと思ひます。

それから今のこつこつ保護の行政の中に、どうしても解決しなければならぬものは、文化財という個々のものを保護する行政なんです。そこで指定したものを保護するために必要な周辺——その周辺が破壊されればそのものももうできないのに、個々のものを保護するという行政をしておるために、今のようないふ出で出でると思ふので、そういう意味においては東北の平泉であるとか、あるいは奈良、あるいは京都、あるいは各県に群集して一つの古代文明の発祥地のようないろいろの遺物が集積したところがあるわけですが、そういうものをたとへば——

私は私見としてあるところで言つたのですが、国立文化財公園とか、その地域を全体として守らなければ文化財は保護できないのです。たとえば東大寺のはたに勝手に飲食店ができて火災が起る、それで破壊をされるというところが事実出て参りますし、また文化財

の保護という立場からいって民族情懷の資料にする場合には、そういうパランスのとれない施設が同じ場所に集積すればこれだめ、そういう意味において、国立文化財公園というように構想を持つて、現在の自然現象、原始的な景観だけを保護する国立公園でなしに、文化財を保護するため地域全体を、文化財の保護と観光地域とを兼ねるような目的を持ったそういう構想も必要じゃないか。同時に文化財保護委員会の内部の指定についての問題、保護についての問題の個々の法律改正もこの機会に取り上げるべきじゃないか、こういうふうに思ふのですが、

○荒木国務大臣 文化財保護法が議員立法で誕生したと記憶しております。私も当時賛成した一人であつて、その当時の構想は、地域の広がりや対象となつた文化財的の取り扱ふという構想がなかつたと思ひます。だから国会の側でも十分に御検討をお願いすると同時に、政府側も十分な検討をしまして、できれば政府提案という形でありまして、また、立法措置を講ずる意味から検討すべき問題と思ひます。今は感想だけ申し上げられませんが、おそれ入りますが、具体的な検討を一つ文化財保護委員会においてしてもらいたいと思ひます。

○山中(吾)委員 さらにこれは、また私に立法論になつていかぬのです。私が、現在の運営から言つても、どこか制度的に迫力が出ない。それで現在の文化財保護委員会の委員長はすべて国

務大臣をもつて充てるということになると、そこから出てくる指導方針、指導精神、指導措置というよりなものはずつと迫力があるものが出て、また予算措置についても迫力のある予算要求ができる。今おそろく文部大臣はあの地域のために十億の予算を要求するとか、そういうふうなことに先頭を切られたことはあるはずがない。またそういう希望がない。そういう一つの基本的な機構についても、文化財保護行政の推進のために必要だと思ふのですが、これについてはいかがでしょう。お答え願ひしますか。

○荒木国務大臣 立法論として一つのお説だと思ひます。具体的には文部大臣不信任案の意味もございまして申しわけなく思ひますが、人によりけりといふこともございまして、ただ今の文化財保護委員会が独立して職権を行なう、その職権を行なう人々の取りまゝとめをやる立場が委員長だと思ひます。そういう意味ではおのずから文化財保護行政について、文化財の価値判断それ自体につきましても、特殊の見識を持ち、意見を持つておるといふうな人が望ましかろうと思ひます。現行法の弁護的の性質がちでございまして、今の制度でありまして、うとも、文部大臣という立場でもつと突つ込んで積極的な考慮をいたした方が努力するということ、当面はやつていけそうないがいたします。将来、今の制度そのものに欠陥ありということとが再確認されましたら、立法論は別といたしまして、文化財保護委員会と文部省とが一緒になつて努力すべき課題かと思ひます。

○山中(吾)委員 私はそれは人によるとは思つていないのです。荒木文相が文化財に不熱心だからこうなつてゐると思ふ。制度だと思ふのです。予算要求に大臣がほかの予算と同じような努力をする立場にないやうに制度ができておるからそうなので、たとえば清水事務局長が奈良府近の保護のためにあれを十分にするには十五、六億、十七億も要するという認識は持っているけれども、最初からこれはもうだめだといふので予算要求してない、のでしよう。何か文句があるなら言つて下さい。要求したことはありませんか。

○清水政府委員 予算の要求にいたしまして、会計法、財政法、国有財産法、いろいろ関係がございしますが、文部省とよく連絡をとりまして、私のできることは大いに努力し、また場合によつては次官にも御苦勞願ひ、大臣も予算の獲得に御苦勞願ひ、これが大へんおるのでございまして、これは大へん手前みそになるやうで恐縮でございすけれども、文化財保護委員会発足當時の全体の予算が三億五千万円であつたものが、昨年も今年も若干ふえまして、現在は約十二億くらいになつておるのでございします。もちろん私どもは、大臣もそうでございしますが、これで十分だとは思つて思つてゐるわけではございしません。少なくとも特別大きな問題がない限りは、正常の建前からいって、少なくともあと十七、八億くらいは、ほんとうの文化財行政をやるには必要ではないか、さうに考へておる次第でございします。

○山中(吾)委員 すでに平城宮跡の保護のために十七億くらいは要求しておるべきはずだと思ふのです。そして財

一三

政治的に否定されておるなら別です。従つて認識不足だ。清水事務局長の力では幾ら立ちたいでも、全部で十七、八億しかとれないのです。全部で責任をもつてやれば、三十億、四十億とれると思うのです。日本全体の文化財の保護じゃないですか。そこで私は、機構の問題で、人の能力の問題ではないと申し上げたのです。さらにこれも、大臣と事務局長が、委員長、事務局長、係長、三役をみな兼ねていろいろ格好だから、どうもよくないと思うのですが、何でもかんでも事務局長に聞かねばならぬので困るのです。こっちへ来られないようなお年寄の大人格者を委員長にしておつたのではだめだと思ふのです。問題は国宝級の文化財を保護しておるもの、あるいは永久に保存をしなければならぬようなもの、遺跡を持つておる地主も、税金をとられておる。相続税もとられる。そうしてこれを大事にしないといふふうな、そんな保護行政であるからなくなつていくと思ふのです。そこでこの点については少なくとも、たとえば大阪の河内の仁徳帝の付近の何百という古墳、その中には上代の民族の生活を証明するたくさんの貴重なものがある。その土地を持つておる人は税金をとられる、相続税をとられる、そのなれば生活に窮して人に売つてしまふ、土建業者がそれを買つて、その墳墓を掘つて何百万も上げる。とつたあと住宅を建てる、自然そういうことになつてしまふと思ふのです。そういうものを一生懸命資材を投じて努力しておつて、今度人に渡すときはまた税金をとられる、そういうふうな制度自体を私は改造しなければならぬと思ふので

す。これは現在のようない文化財保護委員会の機構ではできつこない。やはり国務大臣をかしらに持つたものでなければならぬと私は思ふ。そういう税制の問題について、根本に改造すべき問題があると思ふので、これも政府の立場において税制度を改善するといふ総合政策が必要だと思ふので、その点も国務大臣として検討されるようにお願いしたいと思ふ。その点について、また立法論的なことになつてしまふすけれども、やはり感想をお聞きしておきたいと思ふ。

○荒木国務大臣 今のお話の点も含めて先刻申し上げたような意味合いから、立法論として政府側としても検討すべきであらうと思ふ。

○山中(吾)委員 それ以上聞いても仕方がないので、認識をしてもらいたいといふことを私は言つておるわけでありませう。

事務局長に伺いたいのですが、今問題になつておる平城宮は指定外だからやむを得ないといふふうに事務的に割り切つておられるのですが、これは将来指定することは不可能という問題ではないです。指定できます。平城宮全体として保存する価値があるといふ認定ができれば、全体を指定できるんではないか。それは制度上どうなつていますか。

○清水政府委員 指定しておりませんが平城宮跡の問題、約十四万坪ございませうが、これは指定する価値ありということになりますと、形式的には、形式的といひますか、法律上の要件といひましては専門審議会に付議して、そうして専門審議会におきまして答申があつて、それによつてやるべきでござ

います。しかしながら未指定の平城宮跡の跡ばかりでなく、全国的には日本の文化遺産としてのものが相当あるわけございまして、これは毎年いろいろ調査もいたし、指定する価値あるものはしてあるわけございませうが、その平城宮跡の十四万坪について、今ここで指定する価値があるかどうか、価値判断の問題でございまして、私からはあれこれ申し上げることは困難でございませうけれども、しかし平城宮跡の一部であつて、非常に大切なところといふことはよく承知しております。それでも、これはもちろん各方面の学者の意見、学者の意見にもいろいろありませうが、最終的には専門審議会の意見になるわけございませうけれども、たとえば文化財保護委員会といたしましては未指定の十四万坪のところでは現在の時点における計画といたしましては、文化財保護委員会の付属機関でございませう国立奈良文化財研究所におきまして年次計画で、十五年計画で、現在指定地の中を発掘いたしておるわけございませう。しかし第二次計画で指定しておりませうけれども、西大寺の門があつたであらうといふところは現在調査いたしたいと思つておるわけございまして、そういうことを考えますと、少なくとも価値判断の問題は、私はしろろとでありませうが、その辺のことは指定する価値が十分あるのではないかと事務的に思つておる次第であります。しかしいづれにしてもこの十四万坪のところには相当の所有者があるわけございませう。未指定の十四万坪のうちの一萬五、六千坪、今度近鉄が届け出てやることになつておるわけございませうが、そこにおられる土地所有者がやはり五十人近くおられるわけございませう。その人たちの積極的な理解と協力がないといふと、現実問題としては非常に指定が困難になるということがあり得るということございませう。

○山中(吾)委員 事務局長はもちろん専門家でないから、それは価値があるかどうかといふことは答弁はできないでしよう。しかしその価値があるかといふことを調査する推進役になるわけなので、その付近を指定地域として価値があるかどうか調査せよとしたか。

○清水政府委員 全国の貝塚、古墳、その他の遺跡については、常にこれを調査研究いたして、そして価値あるものにのつてきましては、これを専門の文化財保護委員会にかけ、また専門審議会に付議してその答申を得るわけございませう。もちろん未指定の平城宮跡も、比較考査の問題でありますから非常に大きな大切なところだと思ふのでございませうが、あれを早く指定せよといふ問題は、私の知る限りにおきましてはごく最近承つておるような事情でございませう。いんやあそこを買い上げるという問題につきましても、昨午文教委員長外委員の御視察の際に出たきた問題でございませうが、いづれにいたしましては文化財保護委員会といひましては、全国民があれを保存していかなければならぬのでございませうが、特に地元の奈良県の人たちが、現在指定されて、しかも発掘を進行しつつあります特別史跡平城宮跡、そこへ未指定の問題を全部入れまして、管理団体である県当局が現今いろいろ計画を立てておりますので、その計画に基

づきまして私どもは処理して参りたいと思つておる次第でございませう。

○山中(吾)委員 調査は調査費を委員会が計上して調査員に経費をやらなければならぬ調査なんてできるものじゃないので、計画に基づいて指定すべきかどうかの調査をしたかといふことを私は聞いていたのです。その答へにはなつていない。

○清水政府委員 平城宮跡の未指定の問題につきましては大体の見当がついておりますが、文化財研究所といたしまして、常に調査をなしつつあるわけございませう。ただし申し上げにくいのでございませうが、申し上げますと、研究所の所員などが未指定地であるところへいろいろ参りまして、民有地の人たちの心より協力を得ませんと、調査はなかなか十分にかないといふ節はあるのでございませう。従ひまして私は地元におきまして特に所有者の積極的な協力、心よい御理解、これがあればやれるのじゃないか。しかし先生のおっしゃいましたその調査が根本的な発掘調査になりますと、掘出工事をしようとする近鉄の土地、一萬数千坪でございませうが、その根本的な調査は数年かかるだらうと思つております。

○山中(吾)委員 従つて、国が土地を買収しなければ不可能だといふふうなことが言外に出ておるわけなんです。奈良県知事が、国が補助を出してくれば買収してもいいといふことを表明しているようですが、その点、事実間違った点はないですか。

○清水政府委員 ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、昨午文教委員長外各文教委員の先生方が御視察後いろ

いろいろな点において改善されてきつつあるのでございます。そのうちの最も顕著な事例といたしましては、地元におきまして、あの大切な遺跡を何とかしなければならぬ。少なくとも指定されておるところだけでも、できれば指定外でも、全体くめて根本的に検討して結論をきめてからもって参るということになっておりますが、そのうちの、たとえば指定地の中に民有地が相当多いのでございますが、それをも含めて県でもって将来管理したい、それを買いたいという希望がもしありまするならば、その線に沿って、もちろん前向きな姿勢で開拓精神をもちまして努力して参りたいという気持は十分持っております。

○山中(香)委員 あと参考人をまた呼んで、われわれの認識を正しくするための機会があるので、質問は終わりたいと思うのですが、全国的に埋蔵文化財でいろいろと支障を来たしておる箇所を、書物その他を見ると、ずいぶんあるわけなんです。岡山市の関係、岡山県はずいぶんあちこちに古墳の土地が企業の発掘になっておる。それから大阪堺市の関係、それから広島県にもある、福岡県にも、京都、大阪、香川、埼玉、茨城、おのおの上代の古墳関係の未調査のままで発掘し、企業が他の用途に使っているというふうな事例がたくさんあるようでございますから、文化財保護委員会の現在判明しておる全国的な状況について資料を出していただきたい。できますね。

○清水政府委員 わかつておる程度は……。

○山中(香)委員 埋蔵文化財を、他のたとえば国立病院とか公民館を建てる

ためにつぶすというところもあるようでありまして、私企業だけでなしにそういうふうなことも書物を見るとあるのです。それをお調べ願いたいと思ふ。これは大臣の県で福岡県の須玖遺跡、そういう付近も何か十分に発掘しないままに他の用途に転用される危険がある。これは事実はおわかりの通り、書物を見ますとある。そういうものがあるものですから、その埋蔵文化の調査が十分できるように対策が立てられれば立てるべきだと思ふので、資料をいただきたい。土建関係の者とか、建築技師というふうな者、そういう事業をやる場合について、何か技師の資格をやる場合には、埋蔵文化財の取り扱いに関する要領とか、それを一つの学習、技師免許の単位に条件としてやるという、ヨーロッパあたりなんかある、そういうふうなことも、一つの文教政策に入ってくるので、もつと総合的に、考えればうまくいくような方法がありそうに思ふ。それを参考にしたいと思ふので出していただきたい。

きょうは、私の質問はこれで終わります。

○櫻内委員長 次会は来たる十二月月曜十時半に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

昭和三十七年三月十五日印刷

昭和三十七年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局